

# 経営困難時における経営委託に関する届出書

税務署  
受付印

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

〒

\_\_\_\_税務署長 届出者 住所(居所) \_\_\_\_\_  
 (林業経営相続人) 氏 名 \_\_\_\_\_  
 生年月日 昭和・平成 \_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
 (電話番号 \_\_\_\_\_)

租税特別措置法第70条の6の6第6項に規定する経営委託をした下記の特例山林については、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

## 1 被相続人に関する事項

住 所	氏 名
届出者が被相続人から特例山林を相続等により取得した年月日	平成____年____月____日 令和

## 2 特例山林について経営を行うことが困難となった事由に関する事項

特例山林について経営を行うことが困難となった年月日	令和 ____年 ____月 ____日
特例山林について経営を行うことが困難となった事由は、次のとおりです（該当する番号を○で囲んでください。）。	
(1) 相続税の申告書の提出期限後に、障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けました。 (2) 相続税の申告書の提出期限後に、身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けました。 (3) 相続税の申告書の提出期限後に、要介護区分五の要介護認定を受けました。 (4) 相続税の申告書の提出期限後に、身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されました。 (5) 相続税の申告書の提出期限後に、当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されました（(4)に該当する場合を除きます。）。 (6) 相続税の申告書の提出期限後に、山林の経営を行うことを不可能にさせる故障として市町村長の認定を受けました。	

## 3 経営委託に関する事項

経営委託を受けた者 (経営受託者)	住所(居所)	(届出者との続柄: _____)
	氏 名	
経営委託を行った年月日		令和 ____年 ____月 ____日
経営委託を行った特例山林(経営委託山林)の所在場所等		
土 地		(面積)
立 木 (樹種: _____)		(面積)

## 4 添付書類 (注) 下記の書類のほかに、裏面に記載した書類を提出する必要があります。

- 届出者が経営受託者との間で締結した経営委託に係る委託契約書の写し
- 経営受託者が経営委託を受けた日において、届出者の推定相続人であった旨を明らかにする書類（経営受託者の戸籍の謄本又は抄本など）
- 届出者が受けた農林水産大臣の確認に係る森林法施行規則第100条第6項に基づく確認書
- 経営受託者が受けた農林水産大臣の確認に係る森林法施行規則第100条第6項の確認書
- 市町村長の証明書で、経営受託者が租税特別措置法施行規則第23条の8の4第17項第2号から第5号までに掲げる要件に該当することを証するもの

関与税理士	電話番号
-------	------

※	通信日付印の年月日	(確 認)	整理簿番号
	年 月 日		

※欄は記入しないでください。

(裏)  
記載方法等

## 1 届出をする必要のある方

この届出書は、山林についての相続税の納税猶予の適用を受けている方<sup>(注1)</sup>が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている山林（以下「特例山林」といいます。）の経営を行うことが困難な状態となった場合において、特例山林の全部の経営を一定の者<sup>(注2)</sup>に委託（以下「経営委託」といいます。）をしたときに、委託をした特例山林（以下「経営委託山林」といいます。）につき、引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとする旨及び経営委託山林に関する事項を届け出るために使用します。

なお、この届出書は、**経営委託をした日から2月以内に提出する必要があります。**

(注) 1 租税特別措置法第70条の6の6第2項第4号に規定する林業経営相続人をいいます。

2 林業経営相続人の推定相続人であって、租税特別措置法施行令第40条の7の6第18項に規定する要件を満たす者をいいます。

## 2 書き方等

「3 経営委託に関する事項」の「経営委託を行った特例山林（経営委託山林）の所在場所等」欄について、書ききれない場合には、別紙に記載してください。

## 3 添付書類（表面に記載した添付書類のほかに、次の書類を提出する必要があります。）

「2 特例山林について経営を行うことが困難となった事由に関する事項」の「特例山林について経営を行うことが困難となった事由は、次のとおりです。」欄で○で囲んだ番号に応じ、障害、疾病などの事由により特例山林の経営を行うことが困難な状態となったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる書類を添付してください。

(1) (1)を○で囲んだ人

精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

(2) (2)を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

(3) (3)を○で囲んだ人

介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定において要介護区分五の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

(4) (4)を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類

(5) (5)を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に当該申告期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類

(6) (6)を○で囲んだ人

市町村長の認定を受けていることを証する当該市町村長の書類その他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に山林の経営を行うことを不可能にさせる故障として市町村長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類